

## 教基法改正をこれ以上先送りするな

教育基本法改正は国家存亡に関わる重大問題であり、戦後イデオロギーそのものとの戦いに他ならない。

### ■教育荒廃がもたらしたもの

郵政の民営化が最大の争点として争われる中で、教育基本法が今国会で改正される可能性は乏しくなった。私は軍事、司法及び重大な国家機密に関わる分野以外は、すべて民営化するのが良いと考えている。その意味で、現内閣が郵政民営化を大きな課題として提起していることに異存はない。だが小泉総理は、衆議院を通過した郵政法案が参議院を通過しない場合は、国会の解散も辞さないとの口吻をもらしている。一院が可決した法案を、二院が否決したから一院を解散するというのでは、これはもう無茶苦茶である。憲政の常道を否定してまで執着するほど、郵政民営化は喫緊の急務なのであろうか。それ以上に重大な政治課題は、ほかに存在しないのであろうか。

私は、私立の校長だから、学校説明のために中学校を訪れることが多い。最近では話をきちんと聞くことのできない中学生が増えている。体育館の中に入れてもらえない（入れることができない）生徒の集団もある。今や中学校では、教育以前に治安が憂慮される実情である。無責任な「高校全入」の結果、一部の生徒は、自らの個性に不向きな機関での教育を強要されている。そのため、退学者が続発する学校もある。教育の荒廃は治安の乱れの大きな原因となっている。

今や親殺し兄弟殺し等、家族間の殺人が日常化している。子は親を顧みず、親の老後は、国家による介護に丸投げされている。厚生労働省周辺からは、「性の自己決定」なる怪しげな思想が流布され、未成熟な子供の間で「性生活の自由」が蔓延しつつある。

ゆとり教育を契機に、子ども達の学力は急速に低下している。加工貿易国である我が国に取り、それがどれほど恐ろしい結果を招来するか議論するまでもあるまい。

子ども達は、自国の歴史に誇りを失いつつある。祖国を忘れて「地球国家」の幻想を追い求めるコスモポリタニズムが支配的になってしまった。衆議院議長の河野洋平氏のごとく、靖國神社参拝を巡って、国益より中国の利益を代弁するというような恥知らずの傾向も出現してきた。これはむしろ、戦後教育がこれほど低劣な政治家を生み出したという、教育荒廃の問題として理解すべきであろう。中国に「軟らかい土はいくらでも掘れる」という諺がある。イギリスに対しては、阿片戦争の責任を追及しない中国が、虚偽の事実をでっち上げてまで我が国の責任を追及しつつあるのも、教育荒廃が生み出した「土の軟らかさ」のしからめる所であろう。「郵政」がつぶれたから国家がつぶれたというものではない。だが、教育の荒廃は、まさに国家の存亡に関わる重大問題である。それなのに、積年の政治課題を次々に解決してきた小泉内閣が、こと教育の問題となると、発端に腰が重くなってしまう。

政治はなお、教育荒廃克服の重大性を先送りするのであろうか。

私はもともと、教育基本法の改正は憲法の改正より難しいと考えてきた。改正手続きの難易を離れて、それは戦後イデオロギーそのものとの戦いにほかならないからである。

今や憲法九条改正の必要性を否定する人は少ない。それは共産党や社民党など、ごく小数の時代錯誤グループの範囲に留まる。だが教育基本法改正となると、その争点は必ずしも明確ではなく、そのため教育荒廃を憂える人々も、なかなか教育基本法改正まで踏み切ることがためらうのである。ここに、体制化した戦後イデオロギーの恐ろしさがある。

日教組ならびにその周辺学者を中心とする勢力の、教育基本法に反対する動きには凄まじいものがある。これは逆に、教育基本法の改正が、それほどに重要であることを物語っているのではないだろうか。

#### ■教育基本法改正のポイント

では、教育基本法のどこをどのように改正すべきか、そのすべてに触れる紙幅はないが、特に大切と思われる幾つかの点に触れてみたい。

##### ①前文の無国籍主義の克服

教育基本法の前文を貫いているものは、国籍不明の思想である。確かに「普遍的にして個性豊かな文化の創造をめざす教育」と述べてはいるが、この「個性」は、必ずしも我が民族の伝統文化に対する敬意や誇りの育成を示すものではない。むしろそこで協調されているのは「普遍性」である。それが、自国の伝統文化に対する自虐的傾向、無国籍主義思想の温床となっている。この法律が、占領下の昭和二十二年に制定されたという時代背景を考えれば、理解できなくはないが、この無国籍主義の克服なしに、自国への誇りを育てることはできない。断然この前文は、独立国家の教育基本法として相応しいものに改正しなくてはならないであろう。

##### ②教育基本法に欠けている発達段階の思想

デューイは、「子どもは教育の主体であって客体ではない」と述べている。教育が、生涯を通じて学び続けることのできる人間の育成を最終目的とする意味で、この考えは必ずしも間違ったものではない。しかし我々は、そこに「発達段階に応じて」という媒介項を挿入することを忘れてはならない。

幼児はもとより、小学校においても、少なくとも三年生くらいまで、子どもは、その生き方を全面的に教師や父母に依存している。中、高校生といえども完全に自己教育の主体たり得るものではない。子どもは、それぞれの発達段階に応じて、教育の客体として導かれなければならない一面を有している。

今日の教育荒廃の最大の原因は、未発達の子どものを、成熟した大人であるかのごとく、「主体扱い」してきたことにある。まさに「腫れ物に触る」ような姿勢であった。しかしそれはある種の「ないものなだり」でしかない。改正基本法のどの部分かに、「発達段階に応じて」という一句を、是非挿入しなければならないと思うのである。

##### ③義務教育期間は規定するな

現行法では義務教育は九年と定められている。私は義務教育制度は廃止するか、少なくとも小学校までにとどめるべきだと考えている。義務教育費国庫負担と称して、教科書まで無償の我国であるが、子ども達は相当高額の月謝を払って学習塾に通っている。高等学校は義務制ではないが、中学校卒業生の九十九パーセントが高校に進学している。

そもそも保護者が学校に通わせることを忌避するから義務教育制度が実施されたのである。父母が、今日のごとく教育熱心な実情の中で、なお義務教育というのは、少しおかしいのではないか。義務教育は、新しい時代背景の中で再考すべきだと私は思う。少なくともそれは小学校六年生までにとどめるべきであろう。中学校以降は、進学することの判断と責任を子ともに委ねるのが良い。増大する不登校や引きこもりは、自由と共に自己責任の自覚を持たせることによって解決できよう。いずれにせよ義務教育年限は、原則規範としての教育基本法に規定すべき問題ではない。

#### ④十条の「不当な支配」は削除せよ

日教組や家永三郎氏を指示するグループを中心に、国家や自治体が、教育の「内的事項」に関与すること自体が「不当な支配」に属するという主張が永く行われてきた。ここから彼等は、学習指導要領が、「教育の大綱的基準」として法的拘束力を有することすら否定するのである。これでは、全国に一定水準の均質な教育を行うことができない。国字をテーマにするとの主張すらある我が国である。大綱的基準としての学習指導要領は、憲法二十六条の定める、子どもの教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するものである。

幸い「最高裁旭川学力テスト判決」によって、国家、地方自治体が、教育の内的事項にも関与できるものであることは明確にされた。最終有権判断が下されたのであるが、それでもこの「不当な支配」なる文言が、この後も悪用される可能性は否定できない。

教育基本法制定当時、日本国民の思想的武装解除を企図するアメリカ占領軍が、極端なまでに、教育に対する国家の関与を忌避する中で、この条文が制定されたという沿革から考えても、これは削除するのが最善である。もし残すとすれば、全国民の意思を体して、法律並びに行政が、教育の内的事項に関しても、大綱的に関与できるものであることを明確にしておかなければならない。

#### ⑤教育基本法準憲法論の思想的あやまり

教育基本は、上位の特別な法律であるという考えが、今も根強く存在する。だが我が憲法の下において、憲法以外に上位の法律はない。他の教育関連法との関わりで、それは一般法と特別法の間にはあるとは言えるが、決して上位の法律というようなものではない。「教育基本法準憲法論」が、学校教育法を否定するために悪用されがちであった沿革からも、この点は銘記しておかねばならないと思うのである。

(祖国と青年 平成 17 年 8 月号掲載)